

平成30年度歯科保健推進会議における課題

No.	課題	回答
1	口腔保健支援センターのあるべき姿として、浜松市全体の歯科口腔保健事業の中長期の展望を考えるシンクタンクの役目を期待したいところですが、どのように考えますか？	・口腔保健支援センターは、関係各課の意見調整、各課で把握している国の施策の動向などの最新情報を共有し、浜松市の課題も踏まえて、既存事業拡充や新規事業の調整などを、連絡会などを通じて、有識者の意見を参考に取り組んでまいります。
2	フッ化物洗口について、学校・幼稚園・保育園等で少しずつでも広めようとしています。教育委員会には声掛けはしていきたいのですが、思うようにいかない状況です。 また、1人で何本もむし歯を持っている児童については、 <u>貧困やネグレクト等の問題を絡んでいると思われそうですが、学校歯科健診後の処置未完了者に対する対応はどのようになっていますか？</u> また、 <u>他課との情報共有体制がなされていますか？</u>	フッ化物（洗口・塗布・歯磨剤）については、家庭において、かかりつけ歯科医院の指導の下、推進されるよう保健だより等で啓発を行ってまいります。 また、学校歯科健診後の処置未完了者においては、各学校で把握し、三者面談等の時間を利用するなどして繰り返し受診勧奨を行っております。しかしながら、貧困等の家庭については、金銭的事情または歯科衛生の意識の低さの関係などから受診勧奨しても理解を得られず、受診しないまま治療に結びつかない児童生徒がいることが実情です。今後、教育総務課やスクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら、医療券等の制度について保護者にご理解をいただき、受診への意識が高まるよう努めてまいります。なお、ネグレクトや児童虐待のおそれがある児童生徒については、保護者の受診意識を高めることがより難しいと予想されるため、日常の学校生活等での総合的な判断からネグレクトや児童虐待のおそれがあると判断される場合は、学校から区の社会福祉課に情報提供し、管理しております。また、その中でも緊急性の高い場合は、児童相談所につなげております。
3	たくさんのむし歯のある子は家庭的に恵まれていないこと少なくありません。市として補助金を出していませんが、 <u>こども食堂の運営に対し、国の食育計画もふまえて栄養士が関わっていく予定はありますか？</u>	・子ども食堂は、運営方法がさまざまであり、食材も運営者が工夫を凝らして入手し、栄養士が献立作りに関わっている場合もあると聞いています。栄養指導等で、市の栄養士が相談に応じることは可能です。
4	歯科口腔保健事業の中で栄養士と歯科が絡む事業として離乳食教室、もぐもぐ元気っ教室、親子すこやか相談などがありますが、 <u>歯と口も健康寿命の延伸に繋がるよう成人・高齢期において栄養士と歯科保健が絡むようなことを考えていますか？</u>	・健康寿命の延伸に、歯や口の機能の維持・向上が影響することから、高齢者等に対するフレイル予防等の意識付けが求められています。現在、歯科専門職をはじめとした取組がなされていますが、栄養士、保健師、歯科専門職と多職種が連携した実施に向け、庁内関係各課と調整を進めていきます。

No.	課題	回答
5	<p>口腔保健支援センターの設置要綱に口腔の健康に関する調査及び研究の推進等と研究の推進がありますが、歯周病と糖尿病の関係についても、既存のデータを用いて関連性を調べる予定はありますか？</p>	<p>歯周治療と血糖コントロールの改善との関連については、これまで多くの研究がされており、糖尿病診療ガイドライン2019（日本糖尿病学会）には、「2型糖尿病では歯周治療により血糖が改善する可能性があり、推奨される」と記されています。市民の生活の質の向上のためには、引き続き、糖尿病など生活習慣病患者に対する歯周治療の必要性に関し普及啓発を進めてまいります。</p>
6	<p>高齢者福祉課の口腔ケア・栄養改善支援事業の実績はどのようになっていますか？ また、高齢者福祉課において、口腔ケアに関する市民啓発を拡充する予定はありますか？</p>	<p>・市内で活動する高齢者団体からの希望に応じて、歯科衛生士を派遣し、口腔機能の向上等についての指導を実施しました。 実施状況：平成29年度 24団体 566人 平成30年度 49団体 999人 令和元年度 11団体 280人（11月末現在） ・今年度、市民公開講座として以下のとおり2回開催しています。今後については参加者の動向や、委託先である歯科医師会とも調整のうえ検討してまいります。 ①平成31年4月14日「息さわやかに… 口臭のメカニズムと対処法」 参加者：145名 ②令和元年11月10日「正しい食べ方で健康な体づくり～子どもの正しい食べ方を学び、自分も正しく食べましょう～」 参加者：191名 ・地域包括ケアシステム推進連絡会の市民啓発部会で実施している「知って得するお出かけ講座」においても、口腔ケアのメニューにより市民団体に指導を行っており、今後も周知啓発を進めてまいります。</p>
7	<p>重症心身障害児・医療的ケア児の訪問診療の実績、障がい者歯科診療と紹介・逆紹介の実績、 障害者差別解消法に関する医療分野での相談件数、さらには歯科に関する相談件数はどのようになっていますか。</p>	<p>・歯科訪問診療は行っておりません。令和元年度上半期（4～9月）の新規患者数は10名（紹介状持参は1名）、地域の歯科診療所への紹介患者は0名でした。 ・障害者差別解消法に関し、H30年度の医療分野での相談件数、歯科に関する相談件数はいずれもありませんでした（1/21連絡会にて回答済）</p>

ナッジ理論に基づく歯周病検診受診券

【圧着ハガキ表面】

郵便はがき

料金後納郵便

重要

検診整理番号

健康から食から歯から元気から

浜松市の歯周病検診

国が定めた歯の検診です。

浜松市

【問い合わせ先】

※受診の際にはこの受診券を忘れずにお持ちください。※

【発送元】 浜松市役所健康増進課
浜松市中区鶴江2-11-2

中面を
チェック

【圧着ハガキ裏面】

歯周病は30歳頃から症状が現れはじめます。歯ぐきから出血するのは歯周病の最初のサインです。進行すると歯がグラグラしたり、膿が出たりして、最後には歯がめけてしまいます。

浜松市の歯周病検診
申し込みの流れ

【受診期間は令和3年3月31日まで】
1月以降は混みあいますのでお早めに

Step 1

歯科医院を選ぶ

- ・「かかりつけ歯科」での受診がお奨めです。
- ・歯周病検診を実施する歯科医院は浜松市のホームページで検索できます。

Step 2

歯科医院に電話【予約】する

- ・受診時は受診券をお忘れなく。

検診を実施する歯科医院の検索方法

浜松市 歯周病検診

検索



【圧着ハガキ内面】

令和2年度 歯周病検診 受診券

この受診券の有効期限 令和2年4月1日～令和3年3月31日

検診内容	自己負担額	実施済印
●歯周病の進行具合の診査 (代表6歯の歯周ポケット診査) ●歯石や歯垢の付着状況 ●むし歯の診査 ●歯磨き指導など	500円	

*受診後、実施歯科医療機関で実施済印を押ししてもらってください。
注)有効期限内に1回受けられます。

☆下記の方は自己負担額が無料となります☆

対象者	事前申請手続き
① 70歳以上の方（令和3年3月31日までに70歳になる方も含みます。）	必要ありません。
② 65～69歳で障がいなどがあり、後期高齢者医療被保険証をお持ちの方	
③ 生活保護を受けている世帯の方	無料受診券が必要です。
④ 市民税が家族全員非課税世帯の方※	受診前に各区役所健康づくり課へお問い合わせください。

※④の方は申請により市民税課税状況を確認しますので、申請前に必ず申告の有無をご確認ください。また、4月から6月上旬頃までに申請されますと、無料受診券の有効期限が6月15日となりますので、ご注意ください。

■受診当日の持ち物

- この受診券 ●健康保険証(生活保護を受けている方は不要です。)
- 歯ブラシ(歯垢染色します)

※歯ブラシを忘れた方や、当届ブラシを使用する必要がある場合などは、実費を負担していただくことがあります。

受診当日は、原則として検診のみになります。引き続き治療等が必要な場合は、後日医療保険を用いた診療を受けてください。(別途費用が必要です。)

*歯周病検診について、ご不明な点は各区健康づくり課へお問い合わせください。

まずは、実施する歯科医院を選ぶ

- ・「かかりつけ歯科」での受診がお奨めです。
- ・歯周病検診を実施する歯科医院は浜松市のホームページで検索できます。

歯科医院に電話【予約】する

- ・受診の日時を書き込みましょう。

受診日


月 日 曜日

歯科診療所名

検診を実施する歯科医院の検索方法

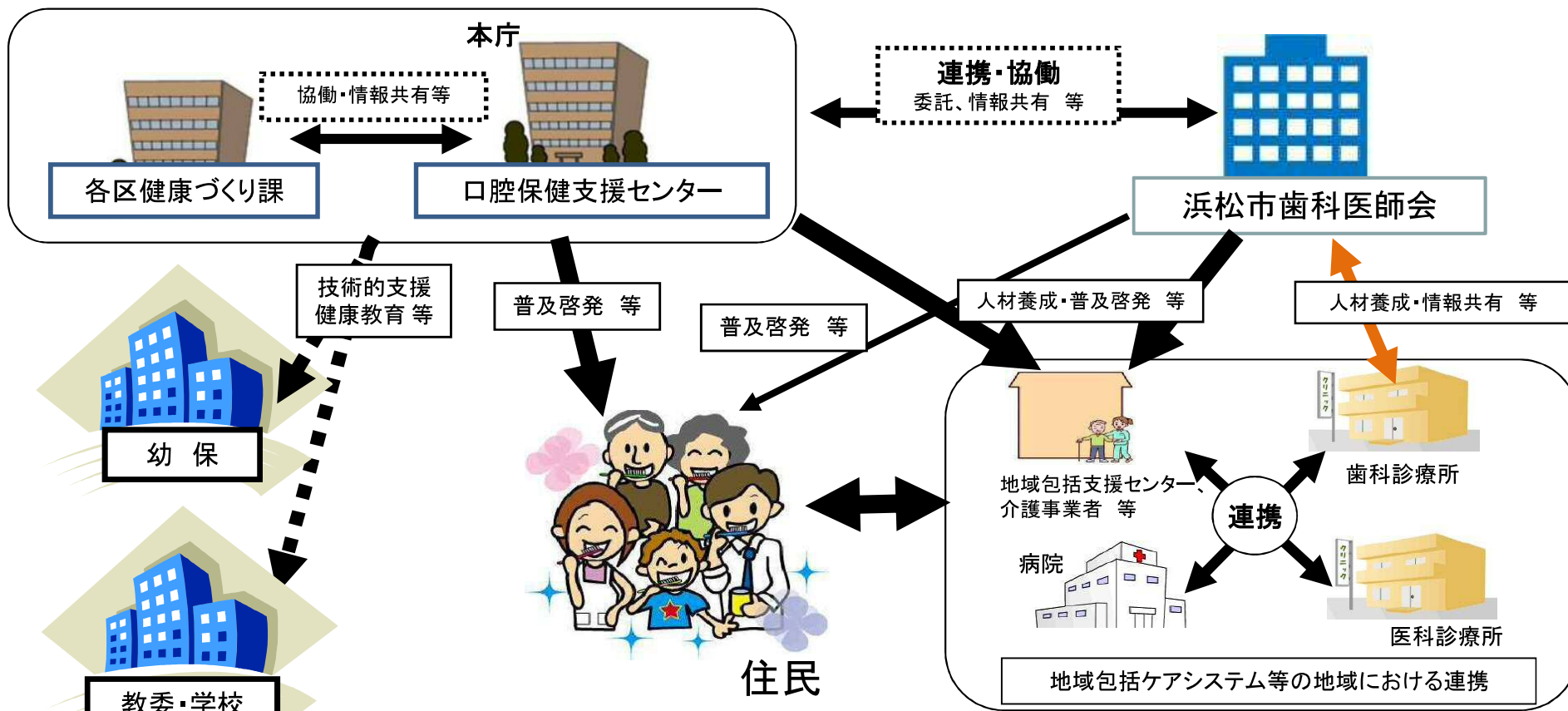
浜松市 歯周病検診

検索



浜松市口腔保健支援センター

【目的】関係団体や事業者と連携し、歯科保健計画に基づき、歯科保健事業を推進する



口腔保健支援センターの役割

- ・歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ・定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ・障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ・歯科疾患の予防のための措置等
- ・口腔の健康に関する調査及び研究の推進等
- ・市役所内での組織横断的な調整業務

口腔保健支援センターの実施事業

- ・歯科保健計画の進捗状況の管理
- ・歯科保健推進会議の企画
- ・歯科保健に関する各種調査の実施
- ・幼稚園や保育所におけるう蝕予防事業の実施
- ・健康教育の実施
- ・地域包括ケアシステム構築に関する歯科医療・歯科保健に関する調整